

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年5月3日 16時00分頃
発生場所	和歌山県串本町 ^{しもたわら} 下田原漁港東方沖 下田原港南防波堤灯台から真方位094° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 31.8′ 東経135° 53.8′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ウオッカ} VODKAは、航行中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年5月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート VODKA、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	293-42751大阪、スプラウト株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 張出軸受けに曲損 定置網 垣網のワイヤに損傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1～2m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りの目的で、大阪府泉佐野市所在のマリーナを出航した。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させ、目視で見張りを行いながら本船を航行させていた。</p> <p>船長は、串本町沖の航行経験が複数回あったが、ふだん風浪がなければ同町紀伊大島東岸沖を航行するところ、風浪が強いと感じたので、初めて同島西岸沖から串本町沖の陸岸沿いを航行することにした。</p> <p>本船は、串本町沖の陸岸沿いを北東進中、船長が、右舷船首方向に2個のブイ（以下「沖側のブイ」という。）を認め、はえ縄などの単独の漁具と思い、針路を保持していたところ、船体に衝撃を受けて停止した。</p> <p>船長は、本船が停止した後、周囲を見渡したところ、左舷方向に2個のブイ（以下「陸地側のブイ」という。）があったことから、本船が下田原漁港東方沖に敷設された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入して、プロペラが本件定置網のワイヤに絡んだことが分かった。</p> <p>船長は、本事故後、GPSプロッターの画面を見たところ、本件定置網が長方形の枠で表示されていたが、同プロッター表示の意味を知らなかったので定置網であることが分からなかった。</p>

	<p>船長は、118番通報を行って、海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視艇に移乗して串本町串本港に戻り、本船は、翌日、漁業協同組合が手配した救助船により、プロペラから本件定置網のワイヤが取り除かれ、自力で串本港に入航した。</p> <p>船長は、ふだんGPSプロッターを作動させていても、目視のみで定置網の敷設場所を示すブイを確認しながら操船していたが、本事故時、風浪の影響により、陸地側のブイを視認することができなかった。</p> <p>船長は、航行予定海域の定置網の敷設状況を明記してある「漁具定置箇所一覧図」や「海洋状況表示システム」*1などを知らなかったため、本事故発生海域に本件定置網が存在していることを認識できなかった。</p> <p>本事故当時の本船の喫水は不詳であった。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、串本町の陸岸沿いを北東進中、船長が、航行予定海域の定置網の敷設状況を事前に把握せず、本件定置網が敷設されていることを知らないまま目視のみで見張りを行っていたことから、本件定置網の存在に気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、風浪の影響を避けようと、初めて串本町沖の陸岸沿いを航行した際、沖側のブイは確認できたものの、波の影響で陸地側のブイを確認することができなかったことから、本件定置網の存在を認識することができなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターの画面上に本件定置網が表示されていたことから、GPSプロッターの性能を熟知して見ていれば、本件定置網の存在を認識し、本件定置網の進入を回避することができたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、串本町沖の陸岸沿いを北東進中、船長が、航行予定海域の水路調査を行わないまま目視のみで見張りを行っていたため、波の影響で本件定置網の存在に気付かず、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、定置網が敷設されている海域を航行する際、航行予定海域の定置網敷設状況を海洋状況表示システム、漁具定置箇所一覧図などにより、事前に把握しておくとともに、目視だけに頼らず、定置網の敷設状況が入力されたGPSプロッターの性能を熟知して活用すること。

*1 「海洋状況表示システム」とは、海洋関係機関が収集・保有している海洋情報を集約し、衛星情報や海上気象の情報などを地図上で重ね合わせて表示させる海上保安庁によるインターネットサービスをいう。

付図1 事故発生経過概略図



海上保安庁ウェブサイトの「海洋状況表示システム」を利用